

# 土地区画整理法第 76 条許可申請

土地区画整理事業の事業認可公告日以降から換地処分公告がある日までに、区域内において建築等の行為を行う場合は、土地区画整理法第 76 条の規定に基づき静岡市長の許可を受ける必要があります。

## 許可申請が必要となる行為

### 1. 土地の形質の変更

(切土、盛土など)

### 2. 建築物、その他の工作物の新築、改築若しくは増築

地上や地中に設置、又は敷設する全てのものが申請対象です。

(駐車場等の舗装や、農業用工作物、看板広告塔、フェンス、給排水設備など)

### 3. 重量 5 t を超える移動の容易でない物件の設置又は堆積

(基礎のある物件等については、移動が容易でないと見なします)

## 提出書類について

以下の提出書類 3部(正・副・副)を施行者(組合事務局)へ提出してください。

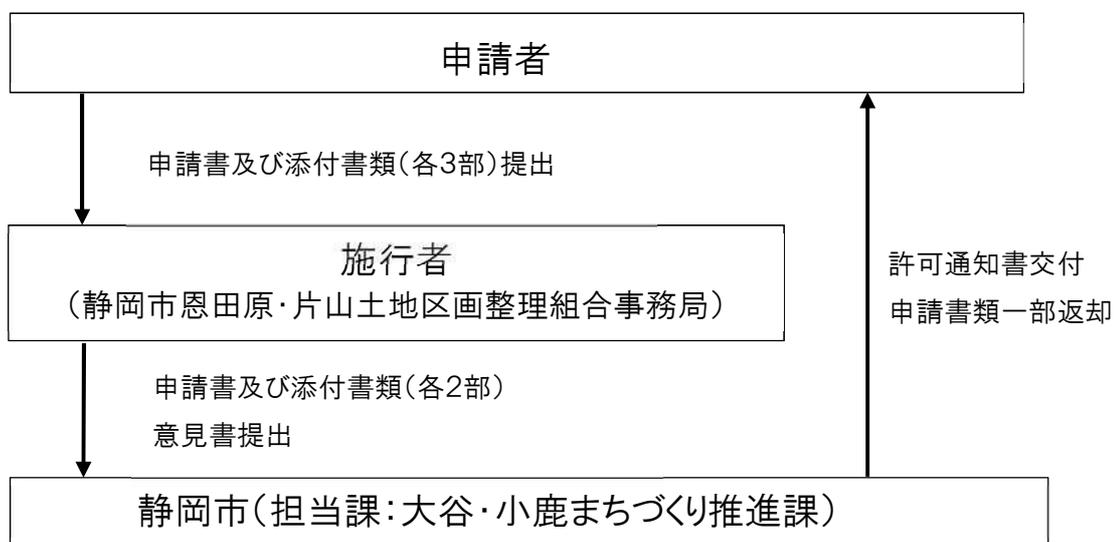
申請書の様式は A4 でお願ひします。 ※図面等は A3で可

### 【提出書類一覧表】

1. 申請書	書式は、静岡市ホームページ「申請書ダウンロードシステム」の「土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書(76条申請)」からダウンロードできます。 ・申請者氏名には、申請者が記名して下さい。 申請者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。 ・事業の名称は正しく記載して下さい。 (事業名:静岡都市計画事業 恩田原・片山土地区画整理事業) ・場所は、換地先の街区番号と画地番号を記入して下さい。 (施工場所が公園や道路の場合はその名称も記入) ・数量又は規模は、仮換地指定通知や添付の平面図、立面図をもとに正確に記入して下さい。
2. 位置図	住宅地図等、方位、道路その他の著名な地形地物等により施工場所が容易に分かるものに申請場所を記入して下さい。 (仮換地指定通知に添付の案内図と兼ねることが出来る)
3. 配置図	・縮尺、方位、地名、地番、敷地及び換地予定境界線、敷地内における建築物、工作物及び木竹等の位置を記載して下さい。 ・敷地に接する道路の位置及び幅員と、申請行為物との距離を記載して下さい。
4. 平面図	申請行為物の各階の図面を添付して下さい。
5. 立面図	申請行為物の立面図(4面とも図示したもの)を添付して下さい。

6. 構造図及び基礎伏図	鉄筋コンクリート又は鉄骨で3階以上の建築物、若しくは電気通信事業の場合のみ添付して下さい。
7. 仮換地図	仮換地指定通知の写し、又は仮換地証明書を添付して下さい。 ・「仮換地指定通知」は組合から地権者に発送されたものです。 (仮換地指定通知・案内図・仮換地指定図の3点) ・仮換地指定通知がない場合は、静岡市恩田原・片山土地区画整理組合事務局にて、「仮換地証明書」を発行できます。 (本人または委任者が発行手続き可能) 施工場所が保留地である場合は、保留地証明書を代わりに添付して下さい。保留地証明書は、静岡市恩田原・片山土地区画整理組合事務局にて発行できます。
8. 土地使用承諾書、不動産売買契約書 その他土地の使用権原を証明できるもの	施工場所が自己所有地でない場合は所有者の土地使用承諾書を、売買・賃貸契約が済んでいる場合は売買・賃貸契約書を添付して下さい。(様式は自由。様式例あり。)
9. 委任状	代理人が申請する場合は必要です。 (様式は自由。様式例あり。)

## 手続きの流れ



※申請受け付け後の審査は2～3週間程度かかります

## その他

【受付時間】 平日 8:30～17:15

【お問合せ】

●静岡市都市局都市計画部 大谷・小鹿まちづくり推進課 区画整理係

静岡市駿河区西大谷12-9 ☎:054-238-1980

●静岡市恩田原・片山土地区画整理組合事務局

静岡市駿河区片山21-1 ☎:054-654-5777